

申されければ、おとゞ申給けるは、みな公卿に此よしを承りて、畏り申さば、さすがに右大臣御けしきかうぶりたりと聞え巴、人もなをり侍なんとはからひ申されければ、そのさだめに披露有て、右府閉門して、畏のよしをせられければ、みな聞おそれて、裝束の寸法すべられけり。

〔古事談一 王道后宮〕後冷泉院末過差事外之間、至上官車用外金物而後三條院代始八幡行幸之時、留鳳輦、見物車外金物ヲヌカセラレケリ、中ノ金物ハ依不御覽不被放之、故今ニ所用也、賀茂行幸之時、外金物車無一兩云々、

後三條院令事儉約給之間、御扇骨檜ニテ藍ヲ塗テ令持給ケリ、

〔増鏡十 老の波〕八月〇弘安二年御子の御ありきぞめとて、万里小路殿にわたらせ給ふ。○中そのころけんやく行はるとかや聞えしほどにて、下すだれみじかくなされ、小金物ぬかれける、物見車どものも、召次よりて切などしけるをぞ、時しもやかゝるめでたき御事のおりふしなどいふ。

〔江談抄二 雜事〕延喜之比、以東帶一具經兩三年事

又辨○右大時範談曰、延喜之比、上達部時服不好美麗、朱雀院御時、或公卿遣消息於内裏女房許令奏云、先朝○醍恩賜御襲、年月推移、處々破損、御下襲一領可被申下者、大略調東帶一具、兩三年之間、節會公政之庭著用歟、何況近代之例、諸國受領不濟封物、無賴公卿可類乘下之人云々、

〔大鏡二 左大臣時平〕たゞこの君たちの御中には、大納言源昇の卿御女のはらの顯忠おとゞのみぞ右大臣までになりたまへる。○中御めし物は、うるはしくござなどにもまいりますゑで、たゞ御からはらけにてだいなどもなくおしきにとりすゑつゝぞまいらせける、げんやくし給ひしも、さるべき事のおりの御ざと御ばんどころとにぞ、大臣とは見え給ひし。

〔古事談二 臣節〕富小路右大臣、顯忠時平御子也、毎夜出庭奉拜天神云々又以儉約爲事、銀器棟手洗等、永不被用、又出仕之時、全無前驅、只車後如形被相具云々、